

## 平成30年第1回竹原市議会定例会会議録

### 平成30年第1回竹原市議会定例会日程

日 程	議案番号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3	報告第 1号	工事請負契約の変更について
日程第 4	議案第 6号	平成30年度竹原市一般会計予算
日程第 5	議案第 7号	平成30年度竹原市国民健康保険特別会計予算
日程第 6	議案第 8号	平成30年度竹原市貸付資金特別会計予算
日程第 7	議案第 9号	平成30年度竹原市港湾事業特別会計予算
日程第 8	議案第10号	平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計予算
日程第 9	議案第11号	平成30年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算
日程第10	議案第12号	平成30年度竹原市介護保険特別会計予算
日程第11	議案第13号	平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算
日程第12	議案第14号	平成30年度竹原市水道事業会計予算
日程第13	議案第15号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第14	議案第16号	字の区域の変更について
日程第15	議案第17号	竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案
日程第16	議案第18号	竹原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例案
日程第17	議案第19号	竹原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案
日程第18	議案第20号	竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例 案
日程第19	議案第21号	竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案
日程第20	議案第22号	市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリ 一設置及び管理条例の一部を改正する条例案
日程第21	議案第23号	竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例案

- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 竹原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 竹原市児童館条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 竹原福社会館設置及び管理条例を廃止する条例案
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 1 議案第 3 3 号 竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 2 議案第 3 4 号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 3 議案第 3 5 号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 4 議案第 3 6 号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 5 議案第 3 7 号 竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 6 議案第 3 8 号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 3 7 議案第 3 9 号 竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 8 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度竹原市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 9 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 0 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 1 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 2 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 3 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)

日程第44 一般質問

日程第45 閉会中継続審査（調査）について（議会運営委員会・2常任委員会）

平成30年第1回竹原市議会定例会議事日程 第1号

平成30年2月20日（火） 午前10時開会

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1号 工事請負契約の変更について
- 日程第 4 議案第 6号 平成30年度竹原市一般会計予算
- 日程第 5 議案第 7号 平成30年度竹原市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 8号 平成30年度竹原市貸付資金特別会計予算
- 日程第 7 議案第 9号 平成30年度竹原市港湾事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第10号 平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第11号 平成30年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第10 議案第12号 平成30年度竹原市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第13号 平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第14号 平成30年度竹原市水道事業会計予算
- 日程第13 議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第14 議案第16号 字の区域の変更について
- 日程第15 議案第17号 竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案
- 日程第16 議案第18号 竹原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準等を定める条例案
- 日程第17 議案第19号 竹原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案
- 日程第18 議案第20号 竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例  
案
- 日程第19 議案第21号 竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第20 議案第22号 市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリ  
一設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第21 議案第23号 竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条  
例案
- 日程第22 議案第24号 竹原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第23 議案第25号 竹原市児童館条例の一部を改正する条例案

- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 竹原福祉会館設置及び管理条例を廃止する条例案
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 1 議案第 3 3 号 竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 2 議案第 3 4 号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 3 議案第 3 5 号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 4 議案第 3 6 号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 5 議案第 3 7 号 竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 6 議案第 3 8 号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 3 7 議案第 3 9 号 竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 8 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度竹原市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 9 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 0 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 1 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 2 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 3 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成30年2月20日開会

(平成30年2月20日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田昭徳

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時57分 開会

議長（道法知江君） おはようございます。

平成30年第1回竹原市議会定例会を開会するに当たり、お忙しい中を御参集賜り、まことにありがとうございます。本日から平成30年度の予算を含め、長時間にわたり審査、審議をお願いするわけですが、円滑なる諸事の運営に皆様の御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

まず、監査委員より平成29年10月から平成29年12月分までの例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情書等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、議案の説明員として市長、教育長並びに市長から説明の委任または囑託を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告いたします。

また、今定例会への上程予定議案のうち議案第24号の中で一部地番表記に誤りがございましたので、その正誤表を配付いたしております。

また、配付しております日程表のうち全日程のものにつきましては、表に「臨時会」とありますが、正しくは「定例会」でありますので訂正をお願いしたいと思います。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、今榮市長から挨拶がありますので、これを許します。

市長。

市長（今榮敏彦君） 平成30年第1回竹原市議会定例会の開会に際しまして、一言御挨拶を申し上げますとともに、新年度に向けた市政運営について私の考えの一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

さて、私が市長に就任してからこれまでの約1カ月間におきましては、本市が現在実施している施策の進捗状況や課題の把握を行い、今後の取組の方向性等について職員との協

議を重ねるとともに、国や県、企業を訪問し情報交換をする中で社会動向等の把握に努めてまいりました。

我が国の状況は、近年の出生率の上昇傾向などにより、人口減少の速度や高齢化の進行度合いはやや緩和されつつあるものの、少子高齢化の進行や人口減少の傾向に大きな変化はなく、全体的な動向においては人口減少に歯どめがかかるような状況とはなっておりません。

また、経済動向を見ますと、完全失業率においては改善が見られ、有効求人倍率も全ての都道府県で1倍を超え、時間当たりの賃金も上昇傾向を示すなど雇用・所得環境の改善が続いておりますが、人口減少や高齢化といった構造的な問題から、地方においては厳しい環境に置かれているところもあり、経済環境においては地域間でのばらつきに加え、東京圏とその他の地域との格差が生じております。

さらに、企業の人手不足感の高まりが経済活動の様々な制約となる可能性もあり、地方においては人口減少と地域経済の縮小の克服が依然として課題となっております。

こうした中であって、国においては働き方改革として、子育て、介護などの様々な事情を抱える国民が意欲を持って働くことができ、誰もがその能力を発揮できる柔軟な労働制度へと抜本的な改革に着手するほか、人づくり革命としてお年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換や、子どもたちの誰もが夢に向かって頑張ることができるよう教育格差の是正に向けた取組を拡充することとされております。

さらに、生産性革命としては、中小企業が直面している深刻な人手不足に対し、キャリアアップ助成金の拡充による人材確保や生産性向上のためのIT導入支援などについても取り組むこととされており、これらの取組を積極的に推進していくことで直面する課題の克服を目指しているところであります。

本市におきましても、こうした国の動向を注視するとともに、地域の実情に応じた適時、適切な施策展開を行うことが求められていることから、本市の持つ魅力を最大限に引き出し、人口減少と地域経済の縮小に歯どめをかけるための取組を国や県の政策とも呼応しながら積極的に進めていく必要があると考えております。

このような状況の中、私の市長就任後、最初となります平成30年度の予算編成におきましては、本市の地域資源を「“活かす”まちづくり」をテーマに掲げ、誇るべき地域資源である「人」、「地域」、「歴史・文化」を活かし、本市の魅力を高めるための取組を進めるとともに、市税収入の減少や社会保障関連経費の増加など、厳しい財政状況下にあ

っても直面する課題に的確に対応するために必要な事業を継続的かつ総合的に進めていくことを基本といたしました。

また、平成30年度は第5次竹原市総合計画の最終年となることから、これまでの施策を総括するとともに、新たな総合計画の足がかりとなるよう、竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略とも呼応した効果的な施策についても引き続き取り組んでまいります。

こうした中で、本定例会におきまして提案させていただく予算の主な概要につきまして御説明いたします。

まず、1点目といたしましては、「人を活かす」まちづくりの推進についてであります。

人は、本市が有する重要な地域資源であると位置づけ、先人が遺した歴史や文化を継承しながら、将来の竹原を担うことができる人材を育むため、子育て環境や学校教育の充実を通じた次世代の人材育成の推進に取り組んでまいります。

また、国内外から本市の魅力を知り、興味を抱き、訪れていただける方を竹原市のファンとして増やし、市民や地元企業の皆様と一緒に本市政を応援していただくことにより、まちのにぎわいや地域の活力が生まれ、新たな人の流れが相乗効果的に交流人口の拡大につながることから、郷土愛の醸成のための仕組みづくりとまちの魅力の発信にも積極的に取り組んでまいります。

これらの取組の一例として、子どもの健やかな成長を第一に考え、質の高い教育、保育を提供するため、新たにこども園の整備に着手するほか、本市の観光資源やその魅力を積極的に発信する観光プロモーション事業等を展開してまいります。

2点目といたしましては、「地域を活かす」まちづくりの推進についてであります。

先人の営みとともに創造し継承されてきた地域も、次世代に引き継ぐべき重要な地域資源であり、地域の活力や生活関連サービスの維持等を図りながら、若者から高齢者までの全ての世代の市民が地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、健やかで支え合う地域社会の構築や安全で快適な都市基盤づくりに取り組んでまいります。

これらの取組の一例として、官民が連携して産業振興や雇用促進等を図る拠点となる新施設を整備するため、福祉事務所及び図書館の機能を他の場所に移転し建物を解体撤去するなど、庁舎等の移転に向けた取組を開始するほか、新設した郷土産業振興館の運営などにも取り組んでまいります。

3点目は、「歴史・文化を活かす」まちづくりの推進についてであります。

長い年月をかけて積み重ねられた本市の歴史・文化は、市民のみならず、訪れる人たちからも高い評価を得ており、この歴史、文化を市民の財産、活かすべき資源として守り継承するために、その魅力を高めるため特徴的な歴史景観の保全などに取り組んでまいります。

これらの取組の一例として、新たに本市のすぐれた景観を保存、継承していくための景観計画の策定に取り組むほか、伝統的建造物の修理修景なども引き続き行ってまいります。

これまで述べました事業のほか、現在本市が直面している多くの課題に向き合い、これを克服していくために市民の皆様のニーズを踏まえた各種事業を盛り込み、平成30年度の予算規模といたしましては、一般会計の総額で122億3,500万円、特別会計や事業会計も含めると全体で216億5,000万円の予算案としております。

本定例会では、これらの当初予算案に加えまして、市立竹原書院図書館や竹原市中央児童館、福祉事務所の仮移転や竹原福祉会館等の廃止に係る議案を提案するなど、市庁舎の移転に向けた取組についてもさらなる前進を図ってまいります。

また、介護保険制度におきましては、3年ごとの事業期間の見直しに伴い、平成30年度以降の介護保険料率を定めることとするほか、国民健康保険制度におきましては、これまでの市単独での運営から大きく制度が変更され、県を中心に各市町とともに共同して事業を実施する県単位化となる中でこれに対応することとし、市民の皆様の負担軽減にも配慮いたしましたものであります。

これらを含め、全体で41議案を上程することとしており、いずれも市政運営上、重要な案件であると考えていることから、議員各位並びに市民の皆様の御理解をいただけるよう十分な説明を行ってまいります。

今後におきましても、職員一人一人が市民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、前例にとられない新たな視点からの施策展開を図り、取り組まなければならない各種施策を着実に実施するべく私と職員が常に意識、目的を共有しながら、生まれて良かった、住んでみたい、住んで良かった、そして帰ってきたいと思える元気な竹原市の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

本定例会に提案しております各種議案の詳細につきましては、この後各担当から御説明申し上げますが、議員各位におかれましては、何卒慎重に御審議いただいた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（道法知江君） これより日程に入ります。

---

#### 日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により，議長において5番堀越賢二議員，  
11番北元豊議員を指名いたします。

---

#### 日程第2

議長（道法知江君） 日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は，本日から3月16日までの25日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって，会期は本日から3月16日までの25日間と決定いたします。

---

#### 日程第3

議長（道法知江君） 日程第3，報告第1号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長兼公営企業部長。

総務部長兼公営企業部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

議案書及び議案説明書（一般議案及び平成29年度補正予算案）の1ページをお開きください。

本件は，平成28年議案第42号により議決を得た吉名中学校区小中一貫校整備工事の請負契約について，契約金額を変更する必要が生じたので，地方自治法第180条第1項の規定により，専決処分いたしましたものであります。

主な変更の内容につきましては，まず，くい工事に伴い，地下支障物の影響による数量精算及び基礎形状の変更をいたしました。また，その他として外壁の詳細調査による外壁

改修工事の数量精算や外構工事における舗装の施工数量等の追加をいたしました。

以上の変更に伴い、契約金額を420万9,840円増加し、総額3億9,438万1,440円とする建設工事変更請負契約を締結いたしました。

以上のとおり、工事請負契約の変更について御報告申し上げます。どうぞよろしく願います。

議長（道法知江君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第4～日程第12

議長（道法知江君） 日程第4，議案第6号平成30年度竹原市一般会計予算から日程第12，議案第14号平成30年度竹原市水道事業会計予算までの9件を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長兼公営企業部長。

総務部長兼公営企業部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

竹原市予算書及び議案説明書（平成30年度当初予算案）の1ページをお開きください。

本定例会に提案しております平成30年度当初予算案につきまして、一般会計は当初予算を編成するに当たっての基本的な考え方として掲げている「“活かす”まちづくり」の「人を活かす」，「地域を活かす」，「歴史・文化を活かす」の3つの重点項目別に、特別会計及び事業会計は各会計ごとにその概要と新規・拡充事業等について御説明申し上げます。

まず、一般会計につきましては、第1に、「人」を活かす事業についてであります。

平成30年度は、市制施行60周年を迎える年であることから、先人が築き上げた歴

史、文化を振り返り、未来に向けた新たな一步を踏み出すことを目的として市制60周年記念事業を実施してまいります。

子育て環境の充実のための事業としては、子どもの健やかな成長を第一に考え、質の高い教育、保育を提供するため、こども園整備事業に係る測量設計等を実施するとともに、竹原市中央児童館移転のため児童館整備事業を実施するほか、竹原保育所の耐震改修事業、乳幼児健康診査等に使用する視力検査用の機器導入事業を実施してまいります。

学校教育の充実のための事業としては、学校施設を適切に管理するため、竹原小学校の受水槽更新等及び竹原中学校の外壁改修に係る測量設計を実施するとともに、老朽化が著しい小学校遊具の更新、修繕及び撤去を実施するほか、中通小学校及び仁賀小学校プール改修事業、生徒が安心して学校生活を送るための生徒指導支援員配置事業、児童生徒のICT活用能力等の向上を図るための学校ICT支援員配置事業、全小中学校の電子黒板等の更新整備事業を実施してまいります。

観光の振興のための事業としては、観光客数及び観光消費額の増加を図るため、市外へ本市の観光資源やその魅力を積極的に発信する観光プロモーション事業を実施してまいります。

広域的な情報の発信のための事業としては、本市の情報をよりわかりやすく発信するため、ホームページ更新事業を実施してまいります。

第2に、「地域」を活かす事業についてであります。

農林水産業の振興のための事業としては、農産物や水産物の高付加価値化、魅力ある商品の開発及び販路拡大のため郷土産業振興館運営事業を実施するとともに、漁場資源の維持、拡大を図るため築いそ漁場整備事業を実施してまいります。

商工業の振興のための事業としては、官民連携により本市の産業振興等を図る拠点となる新施設を整備するため、福社会館及び図書館の解体工事等を実施してまいります。

医療の充実と健康づくりの推進のための事業としては、救急医療機関の適正受診の促進及び医療機関の負担軽減を図るため、広島広域都市圏で連携し救急相談センター事業を実施してまいります。

安心して暮らせる豊かな高齢社会の形成のための事業としては、介護サービス基盤を担う人材の確保と定着を促進するため、介護職員初任者研修助成事業を実施してまいります。

暮らしの安全と安心の確保のための事業としては、市内事業者からの寄附金により幹線

道路に対して新たに防犯灯を設置する、輝くたけはらプロジェクト事業を実施するとともに、生活道路での事故の発生を軽減するため交通安全対策検討業務を実施してまいります。

住宅、住環境の整備のための事業としては、市外からの移住者を含め子育て世代の中心市街地への定住を促進するため、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の家賃補助の拡充等により入居者の費用負担の軽減を図るとともに、空き家の活用による空き家の増加抑制及び市外からの移住者の定住支援を図るため、市外移住者の空き家取得に対する改修費補助事業を実施するほか、市営来須住宅のユニットバス等の設置事業、市営住宅の住宅火災警報器の更新事業を実施してまいります。

公園、緑地の整備のための事業としては、公園施設の長寿命化を図るため総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの遊具等の整備事業を実施してまいります。

計画的な土地利用と市街地整備の推進のための事業としては、公共施設ゾーン整備に係る集約都市形成支援事業を実施してまいります。

災害に強いまちづくりのための事業としては、住宅耐震診断補助の拡充及び広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化補助事業を実施するとともに、より迅速な情報伝達を可能とするためJ-ALERTの新型受信機の導入を実施するほか、浸水被害や冠水等の災害を未然に防止するための水路整備に係る測量設計、消防団活動の安全性の向上のためのヘルメットの更新事業を実施してまいります。

公共交通体系の整備のための事業としては、持続可能な公共交通実現のため、地域公共交通確保検討事業を実施してまいります。

第3に、「歴史・文化」を活かす事業についてであります。

景観形成の推進のための事業としては、歴史的な建造物の維持や周辺の自然景観と一体となった町並み形成を図り、歴史、文化の継承や観光資源を核としたまちづくりを進めるため、景観計画策定事業を実施してまいります。

歴史文化の保存、継承、活用のための事業としては、町並み保存地区の価値及び魅力を後世に継承するため、旧吉井家住宅の保存修理事業を実施するとともに、町並み保存地区の新たな魅力の創造と文化芸術の推進のため、古く風情のある町並みとアートを融合した竹原芸術イベント事業を実施するほか、郷土愛の醸成や歴史文化の啓発のための歴史文化啓発冊子作成事業を実施してまいります。

以上の施策を主なものとして当初予算を編成した結果、一般会計の予算総額は122億

3, 586万5, 000円で、前年度と比較し7.3%の減となっております。

次に、国民健康保険特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、地域住民の相互扶助の精神に立脚した地域保険として、住民の健康保持、生活の安定と向上に大きく寄与し、国民皆保険制度の中核としての役割を果たすものであります。平成30年度からは、国民健康保険法の一部改正により事業運営の県単位化が図られることに伴い、県が財政運営の責任主体となり、市町とともに国民健康保険の運営を行うこととしております。予算総額は35億5,169万1,000円で、前年度と比較し12.3%の減となっております。

次に、貸付資金特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、経済的理由により高等学校等への就学が困難な方に対し、必要な資金の貸し付けを行い、修学の途を開くものであります。予算総額は833万円で、前年度と比較し8.7%の減となっております。

次に、港湾事業特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、地方港湾竹原港及び忠海港の港湾施設について県から委託を受け、港湾施設使用料を充てて管理運営をするものであります。予算総額は4,723万1,000円で、前年度と比較し15.8%の増となっております。

次に、公共下水道事業特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、市民の安全で快適な暮らしの実現に向けて、公共水域の水質保全及び市街地の浸水対策のため、公共下水道の整備促進を図るものであります。予算総額は9億517万8,000円で、前年度と比較し4.5%の減となっております。

次に、公共用地先行取得事業特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、事業の推進に当たり、土地の先行取得を必要とする事態が生じた時に対応するものであります。予算総額は、存目として1,000円を計上しております。

次に、介護保険特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、総合的な介護サービスを提供するものであります。予算総額は33億9,161万8,000円で、前年度と比較し3.2%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、後期高齢者医療制度の運営のため、保険料をもって広島県後期高齢者医療広域連合へ負担金を拠出するものであります。予算総額は4億7,518万3,000円

で、前年度と比較し6.5%の増となっております。

最後に、竹原市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度におきましては、合理的な事業の推進と経費節減に努め、水道事業の継続的かつ効率的経営と安定供給体制の強化に資する施策として、配水池増設工事、配水管布設替工事、水道施設の設備・機器の更新や改修等を計画的に実施することとしております。

業務の予定量につきましては、給水件数1万3,327件、年間給水量585万4,028立方メートル、1日平均給水量1万6,038立方メートルを見込んでおります。

主な建設改良事業といたしましては、市内7カ所で配水管布設、布設替工事を実施するほか、配水池の増設工事、浄水場急速ろ過器の改修、中継ポンプ所における送水ポンプの更新・水位計設置、水源地取水ポンプの更新、新配水池の基本設計等を実施してまいります。予算規模は10億3,510万8,000円で、前年度と比較し12.4%の増となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号平成30年度竹原市一般会計予算から議案第14号平成30年度竹原市水道事業会計予算までの9件につきましては、議案の質疑を省略し、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号平成30年度竹原市一般会計予算から議案第14号平成30年度竹原市水道事業会計予算までの9件は、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、竹原市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番今田佳男議員、2番竹橋和彦議員、3番山元経穂議員、4番高重洋介議員、5番堀越賢二議員、6番川本円議員、7番井上美津子議員、8番大川弘雄議員、10番宮原忠行議員、11番北元豊議員、12番宇野武則議員、13番松本進議員、14番脇本茂紀議員、以上13名を指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を予算特別委員会委員に選任することに決しました。委員の皆様は、よろしくお願いいたします。

---

日程第13～日程第43

議長（道法知江君） 日程第13、議案第15号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてから日程第43、議案第45号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの31件を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第15号、議案第21号、議案第30号、議案第33号及び議案第37号の5議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明書（一般議案及び平成29年度補正予算案）の2ページをお開きください。

議案第15号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、広島県後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの機器更新に伴い、各市町に設置する機器の更新が必要となることから、当該経費を市町負担金により支弁するため、関係市町と協議の上、広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容につきましては、市町負担金の経費区分に経費割による広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費を新設するものであります。

次に、議案書の37ページ、議案説明書の8ページをお開きください。

議案第21号竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、竹原市勤労青少年ホームを廃止することに伴い、その一部を竹原市人権センターとして使用するため、対象となる施設及びその使用料などを定めるものであります。

改正の内容といたしましては、竹原市人権センターの使用対象にこれまで勤労青少年ホ

ームが所管していた音楽室，集会室，講習室及び娯楽談話室を加えるとともに，その使用料等を定めるものであります。

次に，議案書の63ページ，議案説明書の17ページをお開きください。

議案第30号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は，国民健康保険法の一部が改正され，事業運営の県単位化が図られることに伴い，市の事務及び組織についてその位置づけを明確化するほか，必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては，平成30年度から県が財政運営の責任主体となり，市町とともに国民健康保険の運営を行うこととなるため，条例上の事務区分を明確にするとともに既存の運営協議会の根拠規定を追加するほか，関係法令の改正に伴い被保険者の適用除外規定を整理するものであります。

次に，議案書の75ページ，議案説明書の20ページをお開きください。

議案第33号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は，所得税法の一部が改正されたことに伴い，必要な字句の整理を行うものであります。

改正の内容につきましては，受給者資格要件の規定に用いる控除対象配偶者が法改正により同一生計配偶者に表現が変更されたため，これにあわせて字句を改めるものであります。

次に，議案書の87ページ，議案説明書の24ページをお開きください。

議案第37号竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は，高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され，被保険者となる者の住所地特例が設けられたことに伴い，必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては，国民健康保険制度における住所地特例の適用を後期高齢者医療制度においても引き継ぐこととされたため，後期高齢者医療の被保険者の対象にこれを追加するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） ただいま議題となりました議案のうち，議案第16号及び議案

第39号の2議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明書の3ページをお開きください。

議案第16号字の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、田万里町中田万里地区圃場整備事業について事業の施行により土地の区画の形態等の変更が行われ、字の区域を変更する必要性が生じたため、施行区域内の字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生じるものであります。

次に、議案書の105ページ、議案説明書の26ページをお開きください。

議案第39号竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、都市公園法及び都市公園法施行令の一部が改正され、公園施設の建築面積に係る特例の基準などを条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、民間事業者により公募対象公園施設を設ける場合に、条例で上乗せできる建築面積の割合を政令の基準に合わせて10%を限度とするとともに、都市公園内に運動施設を設ける場合に、条例で定めることとされる面積割合を政令の基準に合わせて当該都市公園の敷地面積の50%を限度とするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第17号、議案第20号及び議案第34号の3議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明書の4ページをお開きください。

議案第17号竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案について御説明申し上げます。

本案は、本市の農林水産物を活用した商品開発と安定供給を促進するとともに、体験交流施策を通じた情報発信により製品の認知度を向上し、高付加価値化と販路拡大を図り、もって農林水産物の振興と地域の発展向上に資することを目的として、竹原市郷土産業振興館を設置するものであります。

条例の内容につきましては、郷土産業振興館の設置目的とその位置、施設種別と事業内容を定めるとともに、施設の管理を指定管理者に行わせることができることとするものであります。

次に、議案書の35ページ、議案説明書の7ページをお開きください。

議案第20号竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

本案は、勤労青少年におけるレクリエーション活動の多様化やニーズの変化、法改正による根拠規定の削除などの事情を総合的に勘案し、竹原市勤労青少年ホームを廃止することとし、あわせて勤労青少年ホーム指導員等の報酬に関する規定を削除するものであります。

竹原市勤労青少年ホームにつきましては、昭和57年に設置し、今日までの長きにわたり本市の勤労青少年の福祉の向上を図り、その健全な育成に資するよう運営してまいりました。このたび市庁舎など公共施設の再整備を進めることとしている中で、そのあり方について検討し、施設を廃止することとしたものであります。今後におきましても、引き続き他の施設を活用するなどにより活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案書の77ページ、議案説明書の21ページをお開きください。

議案第34号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、庁舎等の移転に向けて組織体制を強化するものであります。

改正の内容につきましては、庁舎等の移転に向けて必要となる事務の調整、総括等を行い円滑な事業進捗を図るため、企画振興部内に新たに公共施設整備調整課を設けるとともに、同部の事務分掌に庁舎等の移転に関する事項を加えるものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第18号、議案第19号、議案第24号から議案第26号まで、議案第32号、議案第35号、議案第36号及び議案第38号の9議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の15ページ、議案説明書の5ページをお開きください。

議案第18号竹原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部が改正され、指定居宅介護支援等の事業に関する基準等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例の内容につきましては、厚生労働省令で定められた基準を参酌し、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について指定の申請者に関する事項、基本方針、従業者の員数及び運営に関する基準など、省令と同様の基準を設けることとするものであります。

次に、議案書の33ページ、議案説明書の6ページをお開きください。

議案第19号竹原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

本案は、国や県等によるひとり親家庭等への支援の充実に鑑み、竹原市遺児福祉年金を廃止するものであります。

遺児福祉年金につきましては、父母のいない児童が不運な境遇にめげず心身ともに健やかに育成されるために支給し、遺児の福祉の増進を図ることを目的に昭和46年に創設されました。この間、児童扶養手当をはじめとした各種給付等の充実が図られており、就業支援等の様々な支援を実施している状況を踏まえ、総合的に判断し当該年金を廃止するものであります。

今後におきましても、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、ひとり親家庭の自立支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案書の43ページ、議案説明書の11ページをお開きください。

議案第24号竹原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、市庁舎など公共施設の再整備の一環として竹原市福祉事務所を本庁舎別館へ仮移転するものであります。

改正の内容につきましては、竹原市福祉事務所の位置を竹原市中央4丁目7番11号から竹原市中央5丁目1番35号へ変更するものであります。

次に、議案書の45ページ、議案説明書の12ページをお開きください。

議案第25号竹原市児童館条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、市庁舎など公共施設の再整備の一環として竹原市中央児童館を勤労青少年ホーム軽運動場へ仮移転するものであります。

改正の内容につきましては、竹原市中央児童館の位置を竹原市中央4丁目7番11号から竹原市中央5丁目5番17号へ変更するものであります。

次に、議案書の４７ページ、議案説明書の１３ページをお開きください。

議案第２６号竹原福祉会館設置及び管理条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

本案は、市庁舎など公共施設の再整備の一環として竹原福祉会館を廃止するものであります。

竹原福祉会館につきましては、社会福祉の充実向上を目的として広く福祉活動の場を提供し、住民福祉の増進を図るため昭和４７年に設置されたものであります。

このたび、再整備の一環として福祉事務所や児童館などを仮移転し、現行施設を撤去することとしているものでありますが、福祉会館の廃止後におきましても引き続き福祉活動の振興を図るべく努めてまいりたいと考えております。

次に、議案書の７３ページ、議案説明書の１９ページをお開きください。

議案第３２号竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、被保険者となる者の住所地特例が設けられたことから引用条項を整理するとともに、所得税法の一部が改正されたことに伴い、必要な字句の整理を行うものであります。

改正の内容につきましては、後期高齢者医療制度における住所地の特例事由の追加にあわせ条文中の引用条項を追加するとともに、受給資格要件の規定に用いる控除対象配偶者が法改正により同一生計配偶者に表現が変更されたため、これに合わせて字句を改めるものであります。

次に、議案書の７９ページ、議案説明書の２２ページをお開きください。

議案第３５号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、砂利採取に係る審査手数料を変更するとともに、指定居宅介護支援等の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に係る審査手数料を定めるものであります。

改正の内容につきましては、標準政令の改正に伴い、砂利採取計画の審査手数料を３万３、９００円に、変更審査手数料を１万５、０００円に変更するほか、介護保険法に関するもののうち法定移譲に伴い、指定居宅介護支援事業者の新規指定の審査手数料を２万円と、指定更新の審査手数料を１万円とするとともに、他市町の状況を鑑み、総合事業の第１号訪問事業または通所事業者の新規指定及び指定更新の審査手数料を１万円とするもの

であります。

次に、議案書の83ページ、議案説明書の23ページをお開きください。

議案第36号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、竹原市介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるとともに、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例に定める罰則の対象者の範囲を拡大するものであります。

介護保険事業につきましては、法令の定めに従い、国の基本指針に則して3年ごとに当該事業の健全かつ円滑な運営を行うための事業計画を定め、当該事業に係る保険料について年間の保険料を所得の状況によって9段階別に定め、第5段階の額を基準額として条例で定める保険料率により算定された額を課することとされております。

改正の内容につきましては、このたび、年齢65歳以上の第1号被保険者に係る保険料の額について、計画に基づき高齢者数、要介護認定者数の推計、保険給付に要する費用の見込み額等を根拠に算定した結果、年額7万800円を基準額とする保険料率に改正するとともに、低所得者層への負担軽減を考慮し、一部に市独自の低い負担率を設定するものであります。

また、法改正により質問検査権に係る罰則対象に第2号被保険者の配偶者、世帯主及び世帯員を加えることとするものであります。

次に、議案書の91ページ、議案説明書の25ページをお開きください。

議案第38号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、これらの事業の実施に係る基準等が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、竹原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について、厚生労働省令の改正内容に合わせて共生型地域密着型サービス及び介護医療院に関する規定を新たに設けるとともに、各種サービス類型に係る人員、設

備及び運営に関する基準を改めるものであります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第22号について御説明申し上げます。

議案書の39ページ、議案説明書の9ページをお開きください。

議案第22号市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、市庁舎など公共施設の再整備の一環として、平成30年4月1日から市立竹原書院図書館をフジ竹原店空き店舗内へ、竹原市視聴覚ライブラリーを教育委員会事務局内へ仮移転するとともに、図書館会議室を廃止するものであります。

改正の内容につきましては、市立竹原書院図書館の位置を竹原市中央4丁目7番11号から竹原市下野町3308番地へ、竹原市視聴覚ライブラリーの位置を竹原市中央4丁目7番11号から教育委員会事務局内へ変更するとともに、図書館仮移転先の備品配置等に鑑み、図書館会議室を廃止するものであります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（道法知江君） 総務部長兼公営企業部長。

総務部長兼公営企業部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第23号、議案第27号から議案第29号まで、議案第31号及び議案第40号から議案第45号までの11議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の41ページ、議案説明書の10ページをお開きください。

議案第23号竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、市庁舎など公共施設の再整備の一環として水道事業の主たる事務所を旧竹原法務局へ移転するものであります。

改正の内容につきましては、事務所の位置を竹原市中央5丁目1番35号から竹原市中央4丁目8番17号へ変更するものであります。

次に、議案書の49ページ、議案説明書の14ページをお開きください。

議案第27号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、人事院の平成29年8月8日付の給与改定に関する勧告等を考慮して、職員の給料月額等を改定するものであります。

本年度においては、若年層を中心とした広い範囲の俸給表の引き上げ及び勤勉手当の支給率の引き上げなどについて、人事院から勧告されております。

本市職員の給与改定について検討した結果、国及び近隣自治体の状況を鑑み、人事院の勧告に沿って給料表を改定するとともに、勤勉手当の支給率を引き上げるほか、平成27年4月実施の給与制度の総合的見直しに係る激変緩和のための経過措置について平成32年3月31日まで延長するものであります。

次に、議案書の55ページ、議案説明書の15ページをお開きください。

議案第28号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、さきに御説明いたしました本市一般職員の給与改定を実施することにあわせ、期末手当の支給率について現行年間支給割合4.3月分を4.4月分に改正するものであります。

次に、議案書の59ページ、議案説明書の16ページをお開きください。

議案第29号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、さきに御説明いたしました本市一般職員の給与改定を実施することにあわせ、期末手当の支給率について現行年間支給割合4.3月分を4.4月分に改正するものであります。

次に、議案書の67ページ、議案説明書の18ページをお開きください。

議案第31号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部が改正され、国民健康保険制度の運営が県単位化されることに伴い、県内の医療費等から推計された標準保険税率を参考に各種税率及び税額を定めるとともに、資産割を廃止するなど必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、県による所要医療費等の積算に基づき算定された市納付金を充足するよう、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の内訳として、各所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を主に減額するよう改定するとともに、広島県国民健康保険運営方針に基づき資産割を廃止することとし、所得割、均等割、平等割の3方式による賦課方式に変更するものであります。

また、基礎課税額に係る被保険者均等割額については、本来の積算上では増額となるも

のでありますが、市独自の緩和施策として金額を据え置くこととし、被保険者の負担の軽減を図ることとしているものであります。

次に、補正予算書の1ページ、議案説明書の27ページをお開きください。

議案第40号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及びに給与改定等に伴う人件費の過不足額をほぼ全款にわたり調整するほか、入札減や特定財源の減額交付などによる事業量の調整に伴い、予算を減額するなど決算見込みに基づく精算が主なものであります。

初めに、歳出について御説明いたします。

議会費においては、人件費61万円を追加計上しております。

総務費においては、人件費929万4,000円を減額、普通財産等管理に要する経費として、旧法務局を分庁舎として活用を図るための施設整備工事費6,200万円を追加、市庁舎移転のための用地等取得を次年度以降としたため、用地等取得費2億1,663万円を減額、その他の事業については決算見込みにより予算を増額したことから、合わせて1億6,202万2,000円を減額計上しております。

民生費においては、人件費1,165万5,000円を追加、その他の事業については決算見込みにより予算を追加または減額したことから、合わせて393万3,000円を追加計上しております。

衛生費においては、人件費1,063万8,000円を減額、その他の事業については決算見込みにより予算を減額したことから、合わせて3,618万9,000円を減額計上しております。

労働費においては、人件費13万2,000円を追加計上しております。

農林水産業費においては、人件費443万8,000円を追加、その他の事業については決算見込みにより予算を減額したことから、合わせて8,300万4,000円を減額計上しております。

商工費においては、人件費552万6,000円を追加計上しております。

土木費においては、人件費125万3,000円を減額、新開土地地区画整理事業に要する経費として、保留地売払収入を都市基盤整備基金に積み立てるための積立金3,667万8,000円を追加、その他の事業については決算見込みにより予算を追加または減額したことから、合わせて1億7,854万1,000円を減額計上しております。

消防費においては、事業の決算見込みにより726万円を減額計上しております。

教育費においては、人件費379万8,000円を減額、その他の事業については決算見込みにより予算を減額したことから、合わせて529万3,000円を減額計上しております。

公債費においては、地方債償還に要する経費として、臨時財政対策債の償還元金が減少したことなどにより地方債償還元金962万1,000円を減額、地方債の借り入れ時の利率が見込みを下回ったことなどにより地方債償還利子など634万5,000円を減額したことから、合わせて1,596万6,000円を減額計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

市税においては、所得の実績が見込みを上回ったことなどにより個人市民税1,582万7,000円を追加、一部企業の業績が見込みを上回ったことなどにより法人市民税4,972万5,000円を追加、償却資産の実績が見込みを上回ったことなどにより固定資産税1億253万6,000円を追加したことから、合わせて1億6,808万8,000円を追加計上しております。

利子割交付金から地方特例交付金までの歳入においては、広島県からの通知に基づきそれぞれ追加または減額したことから、合わせて1,985万2,000円を追加計上しております。

地方交付税においては、基準財政需要額が見込みを下回るとともに、基準財政収入額が見込みを上回ったことにより普通交付税4,027万8,000円を減額計上しております。

使用料及び手数料においては、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の入居者が当初見込みを下回ったことから517万円を減額計上しております。

国庫支出金においては、事業の決算見込み等によりそれぞれ追加または減額したことから、合わせて5,802万9,000円を減額計上しております。

県支出金においては、事業の決算見込み等によりそれぞれ追加または減額したことから、合わせて1億1,359万5,000円を減額計上しております。

財産収入においては、新開土地区画整理事業における保留地売払収入3,667万8,000円を追加計上しております。

諸収入においては、広島中央環境衛生組合の平成28年度繰越事業の決算見込みによる負担金返還金4,000万円を追加、その他事業の決算見込み等によりそれぞれ追加また

は減額したことから、合わせて5, 180万2, 000円を追加計上しております。

市債においては、減収補填債1, 860万円を追加、臨時財政対策債1億5, 967万3, 000円を減額、その他事業の決算見込み等によりそれぞれ追加または減額したことから、合わせて1億637万3, 000円を減額計上しております。

これに加え、財政調整基金繰入金などの繰入金4億3, 104万9, 000円を減額することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ4億7, 807万4, 000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ128億7, 963万9, 000円となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

総務費においては、分庁舎移転整備事業について早期の事業完了のため年度内に着工することとしましたが、必要とする工期が確保できないため繰り越すものであります。

住民基本台帳システム改修事業について、国からのシステム改修に係る仕様書の一部が未提示であり、年度内に完了が見込めないため繰り越すものであります。

農林水産業費においては、産地競争力強化事業について交付金対象事業の建設工事の遅れにより、年度内に完了が見込めないため繰り越すものであります。

土木費においては、市道忠海中学校線道路改良事業について家屋移転において移転先の土地造成に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

河川維持補修事業について、隣接工事に係る協議に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

都市公園整備事業について、国の補正予算による財源を活用して事業を実施することとしましたが、必要とする工期が確保できないため繰り越すものであります。

新開土地区画整理事業について、当該事業の施工に伴う上水道配水管移設工事の進捗の遅れに伴い、年度内に完了が見込めないため繰り越すものであります。

県営道路改良事業及び県営傾斜地崩壊対策事業について、広島県が事業費を繰り越したことに伴い、その負担金についても繰り越すものであります。

次に、補正予算書の97ページ、議案説明書の30ページをお開きください。

議案第41号平成29年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の過不足額を調整するほか、各種事業の精算見込みによる調整が主なものであります。

まず、歳出であります。総務費においては人件費16万9,000円を追加計上しております。

保険給付費においては、一般被保険者の療養給付費に要する経費として療養給付費負担金1億1,962万6,000円を減額、出産育児一時金に要する経費として出産育児一時金負担金168万円を減額したことから、合わせて1億2,130万6,000円を減額計上しております。

介護納付金においては、介護保険に要する経費として介護納付金負担金111万4,000円を減額計上しております。

共同事業拠出金においては、高額医療費共同事業医療費に要する経費として医療費拠出金負担金3,361万4,000円を減額計上しております。

保健事業費においては、保健事業普及に要する経費として重症化予防委託料253万5,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。国民健康保険税においては、被保険者数の実績が見込みを下回ったことなどにより3,735万6,000円を減額計上しております。

また、国庫支出金6,044万円、県支出金1,926万9,000円、共同事業交付金3,369万5,000円を減額計上するとともに、繰入金764万円を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億5,840万円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ39億1,569万8,000円となるものであります。

次に、補正予算書の123ページ、議案説明書の31ページをお開きください。

議案第42号平成29年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、各種事業の精算見込みによる調整が主なものであります。

まず、歳出であります。貸付金においては、一般事務に要する経費として一般会計繰出金546万6,000円を追加、貸付金に要する経費として竹原市奨学金など352万円を減額したことから、合わせて194万6,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。諸収入194万6,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ194万6,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ1,106万6,000円となるものであります。

次に、補正予算書の135ページ、議案説明書の32ページをお開きください。

議案第43号平成29年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の過不足額を調整するほか、入札減や事業内容の見直しなどによる事業量の調整に伴い予算を減額するなど、決算見込みに基づく精算が主なものであります。

まず、歳出であります。公共下水道費においては人件費1,156万4,000円を減額、一般事務に要する経費として消費税406万8,000円を減額、公共下水道事業に要する経費として入札減や事業内容の見直しなどによる事業量の調整により1,530万円を減額したことから、合わせて3,093万2,000円を減額計上しております。

公債費においては、地方債償還金元金に要する経費として地方債償還金313万円を追加、地方債償還金利子に要する経費として地方債償還利子56万2,000円を減額したことから、合わせて256万8,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。分担金及び負担金153万4,000円、国庫支出金2,000万円、諸収入567万5,000円を追加、市債3,880万円を減額計上するとともに、繰入金1,677万3,000円を減額計上することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,836万4,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ9億1,972万9,000円となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

公共下水道事業について、事業内容の見直しに伴い污水管面整備工事業の事業進捗を図ることとしましたが、必要とする工期が確保できないため繰り越すものであります。また、雨水対策工事において国の補正予算による財源を活用して事業を実施することとしましたが、必要とする工期が確保できないため繰り越すものであります。

次に、補正予算書の155ページ、議案説明書の33ページをお開きください。

議案第44号平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の過不足額を調整するほか、各種事業の精算見込みによる調整が主なものであります。

まず、歳出であります。総務費においては人件費693万9,000円を追加、事業

計画策定に要する経費として事業計画策定委託料158万2,000円を減額、介護認定調査に要する経費として訪問調査委託料112万6,000円を減額したことから、合わせて423万1,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。繰入金423万1,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ423万1,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ33億4,062万3,000円となるものであります。

次に、補正予算書の171ページ、議案説明書の34ページをお開きください。

議案第45号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の過不足額を調整するほか、各種事業の精算見込みによる調整が主なものであります。

まず、歳出であります。総務費においては人件費48万5,000円を追加計上しております。広域連合納付金においては、保険料等負担に要する経費として保険料等負担金158万8,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。繰越金123万5,000円、繰入金83万8,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ207万3,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ4億4,831万6,000円となるものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております31件につきまして、これより一括質疑に入ります。

それでは、質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番松本進議員の質疑を許します。

13番（松本 進君） それでは、市長に質問をしたいと思っております。

発言通告に沿ってしたいと思っておりますが、第1点目は議案第23号についてであります。

旧竹原法務局を竹原市が買収したこの目的とその事業費、そしてこのたび、今回議案として提案されておりますけれども、ここに至った経緯について簡潔に説明していただきたい。

2点目の項目は、議案第28号と議案第29号についてであります。

これは、市議会議員と特別職である市長等々の期末手当の増額という提案であります。市長は、市民への説明責任をどのようにお考えなのかと、簡潔にお答えいただければと。

3点目として、議案第31号竹原市の国民健康保険税条例の改定についてです。

御存じのように4月1日から国保制度の運営が広島県単位化されるということでありま。これに伴う医療費等の積算に基づき算定された竹原市の納付金は、広島県への充足義務を満たせば、市条例の決定に基づく市民の国保税の負担を決定できる仕組みと考えてよいでしょうか。例えば、国保税の負担を軽減するために、市の判断で一般財源を充当することは可能なかどうか。また、そういった充当した場合の措置について、国や県のペナルティーがあればお聞かせいただきたいということでもあります。

また、2点目として、竹原市の現行、あるいは4月1日からの新規の国保税の負担、これと市民の生存権の認識について、市長はいかがお考えでしょうか。

以上、質問といたします。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

総務部長兼公営企業部長。

総務部長兼公営企業部長（平田康宏君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の議案第23号竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に関する御質問でございました。

このたびは、法務局の方へ水道または下水道課の事務所の位置を変更するというものでございます。公共施設ゾーン整備事業につきましては、耐震性能が不足している施設に分散し配置しております庁舎機能を竹原合同ビルに移転集約することにより、市民サービスの向上に資することを目的の一つといたしております。その移転集約する内容を検討する中で、それぞれの部や課が持つ業務内容や庁舎を利用する方の利便性を考慮するとともに、夜間や休日における緊急対応時の庁舎のセキュリティーの確保などを勘案いたしまして、旧竹原法務局に水道課及び下水道課の事務所の配置を行うというものでございます。

次に、議案第28号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第29号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案に関する御質問についてでございます。

今回の改正は、それぞれ期末手当の支給率を0.1月分引き上げるというものでございます。給与改定に関しまして、職員の給与につきましては、地方公務員法に基づきまして条例で定めることとされており、これまで本市の給与改定を行う際には官民の給与格差を

解消することを基本に行っております人事院勧告をもとに、国及び他の地方公共団体の職員の給与等の状況を考慮いたしまして決定してきたものでございます。特別職等の期末手当につきましても、一般職員の人事院勧告が官民比較の上に成り立っていることや一般職員とのバランスを考慮いたしまして、この人事院勧告に準じて改正される一般職給与の期末手当と議員及び特別職の期末手当を同水準としておりますことから、人事院勧告に合わせまして改正を行うというものでございます。

次に、議案第31号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に関する御質問でございます。

まず、1点目でございますが、この国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、平成30年度から国民健康保険制度の運営が県単位化されることに伴いまして、県内の医療費等から推計された標準保険税率を参考として、各種税率と税額を市が定めるため、この条例案を提案しておりますものでございます。国民健康保険の安定的な運営は、法に基づく公費の負担と負担能力に応じた被保険者の保険税から成り立つものでございまして、今回の改革の目的は国の公費拡充等による財政基盤の強化を図ることにより、法定外一般会計繰り入れに頼らずとも将来にわたって持続可能な制度とすることと認識いたしております。加えまして、広島県におかれましては統一保険税率を目指すこととしており、平成30年度から6年間の激変緩和措置期間終了後は法定外繰り入れの解消が図られるものと考えております。

2点目の御質問でございますが、生存権の御質問がございました。

国民健康保険税の負担と市民の生存権の認識ということでございますが、国民健康保険税の算定方法におきましては、前年度の所得が課税の算定基礎とともに、保険料としての性格を有し、受益者負担の原則から所得がない被保険者についても課税対象となるものでございます。仮に、納付が困難になる場合には納税相談等を行うなど実態の把握に努め、生活保護の適用等が必要な方に対しましては、関係課が連携して対応することといたしており、生存権の保障は適切に行われているものと考えているものでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 再質問ということになるのですけれども、まず1点目の議案第23号については公共施設の整備云々でここに持ってくるよと、旧法務局へ水道事業を持ってくるよということの経緯はわかりました。それで、私がもう一点、肝心なところの答弁

がなかったのだから聞きたいのは、数年前に旧法務局を竹原市が購入する際、目的を明確にしておく必要があると。意をもってあえて新しい市長になったわけですから、あえてそこを確認しておきたいということですから、私の質問の趣旨を踏まえて簡潔にこの法務局を買った目的を御答弁いただければと。

それから、2点目は議案第28号、議案第29号で我々議員及び特別職等の期末手当の引き上げということは承知しているのですけれども、私が市民に対する説明責任という面では、単なる人勧に対応した引き上げということだけでいいのかどうか。市の職員は、そういった措置を私は理解できるわけですが、我々特別職を含めて、我々含めて政治的な判断が要る、そこには市民の暮らし等の判断が要るのではないかということの説明責任ということでもありますので、2点目として確認、質問しておきたい。

3点目は、4月1日から新しい制度、県単位化ということで国保税が運営されるということで、私が端的に聞いたのは、ここに納付金制度という新しい制度、仕組みが導入されたということですから、細かい部分はまた委員会で聞くにしても、新しい国保運営に関わって竹原市の納付金、この納付金というのは広島県には充足を満たす必要が、義務が発生するのでしょうかけれども、その納付金そのものを決定する、それは竹原市の市税条例で決定する。これは自治権に関わる問題ですけれども、ここで決める内容だと。これでいいのかどうかの確認と、例えば一般財源の充当というのは、私は繰り返し求めて言っているわけですが、それをやるかやらないかを今聞いているのではないのですが、そういった納付金制度の中身、市が自治体で決定できるという仕組みであれば一般充当財源も可能ではないかということで、その仕組みについての解釈を聞いています。それで、もしそういう充当した場合に県、国のペナルティーがあるのかどうかという、その仕組みの大枠についての質問ですからお答え願いたいというふうに思います。

それから、生存権の問題を私はいろいろ繰り返し、予算の時は特に伺っているわけですが、一番気になるのは、国保税の負担という面で所得がない人にも課税をする仕組みということで、特に均等割等で所得に関係なく課税されるということは承知しております。しかし、そこがそうだから生存権との関係で問題があるから全て竹原市で負担すべきだということは、私は言ってないのです。なぜかというと、国が第一義的な責任があるからであります。ですから、そこに対して生存権の保障されているという答弁と、所得はない人にも課税されると、これが現実の仕組みということですが、その関係で私はやっぱり生存権の問題を、憲法25条の生存権から見ておかしいのではないのかというこ

とですので、改めて確認しておきたい。

議長（道法知江君） 総務部長兼公営企業部長。

総務部長兼公営企業部長（平田康宏君） お答えいたします。

まず、1点目の旧法務局の取得の関係でございますが、これにつきましては、平成25年の第4回定例会で補正予算として、この取得について上げさせていただきました。その中で取得の目的といたしましては、この旧竹原法務局につきましては市庁舎周辺のいわゆる公共施設ゾーンのエリアに隣接する地域ということから、このゾーンの再整備を行う上で国の財産でございますが、この公共ストックの有効活用という観点から取得し、活用することが有益であろうということから取得したものでございます。

2点目の議員、特別職の報酬、また期末手当の関係でございますが、今回の改定につきましては繰り返しになりますが、これまでも一般職員とのバランスを考慮いたしまして人事院勧告に基づく一般職の給与と期末手当と合わせまして、議員及び特別職の期末手当を同じ水準としておりますことから、そのように御理解いただきたいと思っております。

それと、国保税条例の関係でございますが、こちらにつきましても、制度といたしましてこのたび運営が県単位化されます。この条例案を提案したことにつきましては、県内の医療費等から推計された標準保険税率を参考として各種税率と税額を市が定めるというものでございます。1回目の答弁でも申し上げましたが、国民健康保険の安定的な運営は法に基づく公費負担、負担能力に応じた被保険者の保険料から成り立つというものでございますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

最後、生存権の関係でございますが、こちらにつきましては議員からお話しございましたように日本国憲法第25条に規定されているものでございます。納税が難しい方につきましては、先ほど申し上げましたが、納税相談という形で場を設けております。そうした中には、当然家計の中身にも踏み込んでいかなければならないという相談もございます。そういった個別の生活実態の内容につきまして十分聞き取りを行いまして、生活環境によりましては生活保護や、また生活困窮者自立支援のそういった相談の制度もございますので、公的な支援の連携へつなげておりますので、個々に応じた対応をしておりますし、今後も続けまして適切な対応に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本議員に申し上げます。

議案質疑は、あくまでも議題となっている議案について提出者の説明や意見を資するも

のであると思います。議員全員で案件の内容を聞き、疑義を解明して、ある程度共通の理解を持つものであり、議案上程時の質疑は議事能率上、大綱程度とすることが望ましいとされております。竹原市議会会議規則の第55条により発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないとされております。

議案第23号につきましては、議案の中身以上の展開論になっているのではないかと、このように感じております。私たち全議員が、公共施設ゾーンの特別委員会の委員でもございます。その委員会の中において、またあるいは一般質問において十二分に持論を含めた議論を展開されるようあわせてお願いをしたいと思います。

また、議案第31号につきましては、議案を提出するにあつた背景あるいは考え方等に資するものではないかと考えておりますので、これも含めて付託委員会で審議を委ねることが妥当ではないかと、このように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になります。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 大変残念で明確な答弁がありません。

指摘にとどめたいと思うのですが、議案第23号については、今公共施設の整備が今進められております。そこの関係で貴重な税金ですから、無駄な支出は絶対に許されないという立場は指摘しておきたい。

それから、議案第31号についても、生存権との関係で今後予算質疑がありますので、その場で展開したい。

以上、指摘にとどめます。

議長（道法知江君） 以上で13番松本進議員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって一括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてから議案第45号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの31件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

会期日程表のとおり、2月22日は10時から総務文教委員会を、23日は9時から民生都市建設委員会の審査、調査をそれぞれお願いし、2月26日は9時から議会運営委員会の開催を経て、10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時41分 散会